次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第５項（電気通信事業法施行規則第９条第８項）及び第122条第２項の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１・２　略］

様式第７の３（第８条第２項第２号、第９条第10項第２号関係）

［略］

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

［略］

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第５項（電気通信事業法施行規則第９条第８項）及び第122条第２項の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１・２　略］

様式第７の４（第８条第２項第３号、第９条第10項第３号関係）

［略］

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

［略］

［表略］

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第５項（電気通信事業法施行規則第９条第８項）の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１・２　略］

様式第７の５（第８条第２項第４号、第９条第10項第４号関係）

［略］

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

［略］

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第５項（電気通信事業法施行規則第９条第８項）の規定により、届け出ます。

［表略］

［注１・２　略］

様式第９の８（第９条第14項関係）

［略］

［表略］

［注１～３　略］

様式第12の６（第14条の２関係）

第一号基礎的電気通信役務提供方法等報告書

［略］

電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第14条の２の規定により、報告します。

［略］	
電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法	

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第５項及び第122条第２項の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１・２　同左］

様式第７の３（第８条第２項第２号関係）

［同左］

登録年月日及び登録番号

［同左］

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第５項及び第122条第２項の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１・２　同左］

様式第７の４（第８条第２項第３号関係）

［同左］

登録年月日及び登録番号

［同左］

［表同左］

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第５項の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１・２　同左］

様式第７の５（第８条第２項第４号関係）

［同左］

登録年月日及び登録番号

［同左］

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第５項の規定により、届け出ます。

［表同左］

［注１・２　同左］

様式第９の８（第９条第10項関係）

［同左］

［表同左］

［注１～３　同左］

様式第12の６（第14条の２関係）

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

［同左］

電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第14条の２の規定により、報告します。

［同左］	
電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法	